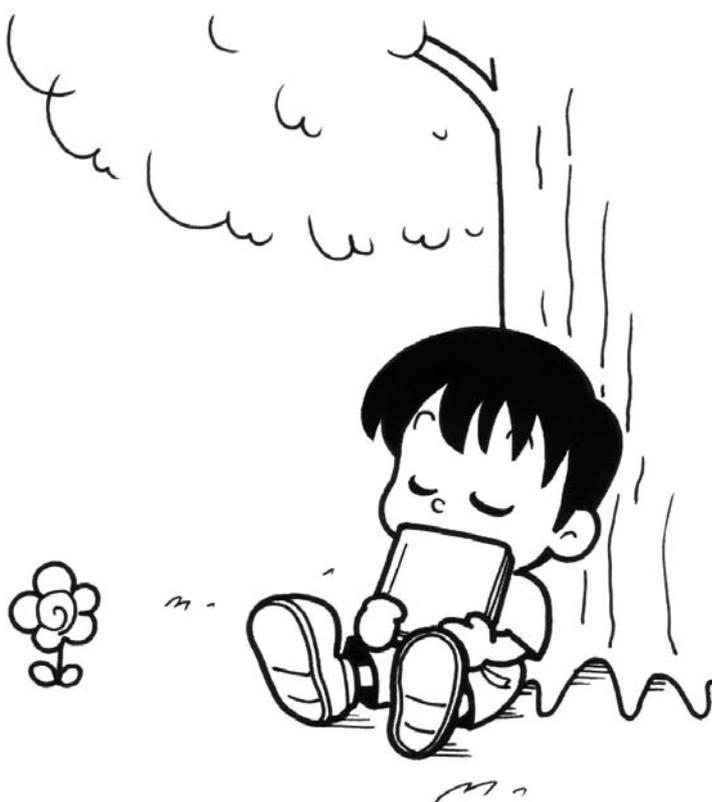


ひろげよう子どものせかい

南アルプス市

子どもの読書活動推進計画



平成19年3月

南アルプス市教育委員会

はじめに

子どもにとっての読書は、言葉を学んだり、豊かな生活体験を与えてくれます。また、読書から知り得た世界は、創造性や生きる力の基本となるものです。そしてそれらは、子どもの豊かな心を育み、健やかな成長を促すための起因となり、極めて重要な役割を果たします。そのためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進していくことが大切です。また、平成17年7月に制定された文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）でも地方公共団体の責務として、文字・活字文化にふれることができる機会の提供、その他必要な環境整備に努めることが明記されています。

こうしたことから、「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」を推進することによって、南アルプス市の未来を担うすべての子どもたちが読書する楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書を行うことができるよう、家庭、地域、学校等と連携を図りながら、積極的に子どもの読書活動に取り組んでいきます。

目 次

第1章	実施計画策定の背景	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動の現状	1
3	計画のめざすもの	1
4	計画の期間	2
第2章	子どもの読書活動推進のための方策	2
1	家庭における活動の推進	2
2	小学校・中学校・高等学校における活動の推進	3
3	市立図書館における活動の推進	5
4	幼稚園・保育所における活動の推進	8
第3章	子どもの読書環境の整備・充実	9
1	学校図書館の整備・充実	9
2	市立図書館の整備・充実	11
3	幼稚園・保育所における読書環境の整備・充実	12
4	児童館などにおける読書環境の整備・充実	13
5	職員体制の充実	13
6	財政上の措置	14
第4章	関係機関との連携・協力	14
1	推進体制の整備	14
2	連携・協力の推進	14
第5章	広報・啓発活動	15
1	「子どもの読書の日」等における広報啓発の推進	15
2	各種の情報の収集と提供	15
参考資料		
1	子どもの読書推進に関する法律	17
2	南アルプス市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	20
3	南アルプス市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿	21
4	推進のための具体的な取り組み	22
5	活動施設一覧	23
6	学校読書調査結果	25

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもたちは、読書活動を通して言葉を学び、豊かな想像力や多くの知恵を身に付けていきます。また、物語の登場人物に同化してその人間の悲しみ、苦しみ、喜びを共にしていく体験は、人生をより豊かにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。すべての子どもたちが、「いつでも」「どこでも」「だれでも」読書を楽しむことができるよう環境整備を推進していく必要があります。

2 子どもの読書活動の現状

今日、様々な情報メディアの発達・普及に伴い、子どもたちをとりまく生活環境が大きく変化してきました。その中で、子どもの読書離れ、活字離れが指摘されています。そしてこの「活字離れ」は読解力の低下、「話す、聞く」能力の低下までも影響していると言われています。

南アルプス市立図書館と学校図書館との連絡会議では、市内の小中学生の読書実態を把握するため、2004年10月に市内の小学校4年生以上と、中学校2年生を対象に学校読書調査を実施し「学校読書調査2004」にまとめました。調査結果では、「1ヶ月間一冊も読まなかった」と答えた小学生は7%、中学生が38%でした。この年の全国の不読者数の割合は、小学生が7%、中学生が18.8%でした。全国調査は5月、南アルプス市は運動が盛んな10月であったため、正確な比較対象はできませんが、南アルプス市の中学生の不読者数は全国統計よりかなり多くなっています。高校生については、山梨県立文学館が2004年9月に行った読書量調査で、夏休み中本を読まなかったと答えた生徒が22.3%でした。

また、家族の人から本を読んでもらったことがないと答えた小学生が8%、中学生が19%でした。これらの結果から、南アルプス市の子どもたちが進んで読書に親しめるよう家庭、学校、公共図書館等が連携して取り組みを示すことは大きな意義があります。

3 計画の目指すもの

南アルプス市の子どもが、小さいときから身近な場所で本にふれ読書を楽しむことができ、自主的な読書活動ができるような環境づくりを推進するために、家庭や地域、学校等がそれぞれ取り組むべき具体的な方策を計画的に推進していくことを目的とします。

4 計画の期間

この計画は、平成19年度から平成23年度までの5カ年間とします。その後についても継続して見直していきます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における活動の推進

(1) 家庭における読書の現状と課題

① 未就学の乳幼児

生まれる前からの読書を推進するために図書館と保健事業が連携して「¹⁾ マタニティスクール」、乳幼児のための「親子プレイルーム」を皮切りに、市内に生まれるすべての赤ちゃんに絵本を手渡す「²⁾ ブックスタート事業」が展開され定着してきています。2歳から4歳までの読書体験が最も重要であるといわれています。保育園・幼稚園・地域における子育て支援の場など、あらゆる機会を通じての取り組みを促進し、家庭の中で日常的に読書の習慣づけをしていくことが大切です。

② 小学校中学校に通う子ども

「学校読書調査2004」から、小・中学生の家庭における読書の状況が伺えます。読みたい本の入手方法についての問いに対して、小・中学生とも両親や家族から買ってもらう数値が全体の23%で約四分の一です。大半は学校や公立図書館からの入手でその役割の大きさを示しています。また、「両親、祖父母、兄弟に本を読んでもらったことのある」経験を持つ子どもの数値が中学生は81%、小学生は92%で高い数値を示していますが、反面「読んでもらったことがない」数値を見逃せません。中学生で19%、調査人数中218人、小学生で8%、340人、合わせて558人の子どもたちが本を読んでもらったことがない現状です。家庭での読書の大切さを伝えていく中で、一人でも多くの子どもたちが読書の楽しみ、家族のふれあいを享受できるようになることが必要です。

③ 高等学校に通う子ども

市内の高校生の家庭における読書状況が把握できないのが現状です。平

¹⁾ マタニティスクール 妊産婦のための育児教室

²⁾ ブックスタート事業 絵本を介して親子のふれあいを深める子育て支援事業

成17年度の市立図書館の16歳から18歳までの貸出数は全貸出数の1.69%で、年齢別統計の一番低い数値になっています。市内には二つの高等学校がありますが、このうちの一つの学校が実施した読書調査によると、本を読むのが好きと答えた生徒は57%、ふつうが34%、嫌いは7%です。また、読書は大切だと思っていると答えた生徒は73%、ふつうが21%、思わないが4%です。多くの生徒が読書の必要性を感じ、もっと本を読みたいと思っています。しかし現実には読書の時間を確保することが困難ととらえていることが伺えます。

(2) 施策の方向性

- ① 家庭の日常生活をとおして本と出会う機会の拡充を図るため、支援活動を充実します。
- ② 保護者をはじめ、子どもにかかわる大人に読書の重要性の理解の促進を図り、読書を通じた「親子の時間」の確保を家庭で推進します。

(3) 具体的な取り組み

- ① 家庭における読み聞かせなどの読書活動の普及
 - ・ 読み聞かせの推進活動
 - ・ 「日曜日7時は読書の時間」運動など家庭読書の時間の設定
 - ・ 「家庭の日」を利用した「親子で一緒に図書館に行こう」運動の普及
 - ・ 親子読書活動の普及
- ② PTA活動を通じた読書活動の推進
 - ・ 親子読書講座の開催
 - ・ 推薦図書リストの配布等の読書啓発運動
- ③ 地域との連携
 - ・ 青少年育成会、子どもクラブ、高校生保護者会等との連携
 - ・ 子どもたちが身近なところで読書ができる環境整備の推進

2 小学校・中学校・高等学校における活動の推進

(1) 現状および課題

学校では従来から国語などの各教科をはじめ朝の10分間読書などにおいて読書を推進し、生涯にわたる読書生活の基礎づくりに努めています。

「学校読書調査2004」によると、市内の小学生は1ヶ月間に94%が読書

にかかわり、その半数が5冊以上の本を読んでいます。また、本の入手方法において、小学生の6割、中学生の5割が学校や公立図書館をあげています。このように、南アルプス市内の子どもたちにとって、学校の図書館や公立図書館が身近なものとして生活にとけこんでいることが伝わってきます。その一方で、中学生になると部活動等が始まり、学校生活が多忙なためか、中学生の4割が、授業に直接かかわらない本は1ヶ月に1冊も手にしていないという実態もあります。このように、読書習慣の形成には長い時間がかかり、発達段階に応じた適切な指導の継続が重要であることが調査から浮かび上がってきます。

市内にある二つの高等学校では『³⁾朝の10分間読書』を実施しています。このうちの一つの高校で実施しているアンケート調査では、「10分間読書が始まってから今までより本を読むようになったか」との設問に「読むようになった」と答えた生徒が、16年度は36%で17年度は40%へと向上しています。また、「10分間読書が始まってから今までより本が好きになった」と答えた生徒は16年度の45%から17年度は52%に増えています。1年間に読む本の冊数は64%の生徒が1冊から10冊、3%の生徒はまったく読んでいないと答えています。『朝の10分間読書』が定着しているにもかかわらず、約7割の生徒の読書量は1ヶ月に1冊を満たしていません。

本から学ぶこのとの大切さを知ることは、思春期の生徒にとって日常生活の中で自分自身と対話する時間を持つためにも必要なことです。市内の各高等学校、市立図書館、教育機関、家庭等の連携により、不読者が増加するという中学・高校生への読書アピールを進めていく必要があります。

そこで、読書を生きる糧のひとつにして豊かな読書生活を築いていく力を育てるために、学校においてはさらにすべての教職員の協力のもと、公立図書館との連携を図りながら、子どもの主体的、意欲的な学習活動・読書活動を充実させる指導が重要です。

(2) 施策の方向性

学校における読書教育は、すべての教科にわたって全校をあげて取り組むことが大切です。学校図書館は、二つの大切な役割を持っています。自由な読書の場として、想像力や思考力を育て、豊かな心を育む「読書センター」の機能と、確かな知識を得ようとする姿勢を培い、主体的に読み解く力や創造的表現力を育てる「情報センター」の役割です。そのために、小学校時代に形成された読書習慣が中学校、高等学校を経て大人へとより豊かに継続していくことを踏まえた長期的な展望をもつことが大切です。読むことの楽しさを積み重ね、

³⁾ 朝の10分間読書 学校ぐるみで毎朝10分間を読書の時間に充てる

個に応じた知的好奇心を高める指導が求められます。また、問題意識を触発、伸長して、必要な情報を幅広く収集し、吟味、判断、発信する力（⁴ 情報リテラシー）を身につける援助のあり方も必要不可欠です。

（3）具体的な取り組み

① 教職員の研修の機会の提供

- ・ 子どもの読書活動に関する研修（情報提供、学習会など）の実施

② 教育課程への読書活動の位置付け

- ・ 読書指導の年間計画の作成
- ・ 資料の展示や授業内容に合わせた学校独自のブックリストの作成
- ・ 情報活用能力の育成に関する学習の計画的導入

③ 読書時間の確保

- ・ 全校一斉読書や読み聞かせ等の実施
- ・ 朝の読書、帰りの読書などの継続的な取り組みの実施
- ・ 学校独自の推薦図書や必読図書の選定

④ 図書委員会活動の活性化

- ・ 日常的な活動（学校図書館の環境整備、本の紹介など）の充実
- ・ 図書集会の実施
- ・ 学園祭などでの展示や発表

⑤ 保護者や地域との連携

- ・ おはなし会（読み聞かせ、⁵ ストーリーテリング、⁶ パネルシアターなど）や朗読会などの開催
- ・ 親子読書の実践
- ・ 各種たより（図書だより、学級通信、PTA新聞等）の活用

3 市立図書館における活動の推進

（1）現状及び課題

平成17年度の幼児から高校生までの図書館登録者数は、全体の32%を占め、資料貸出数は、0歳から6歳までが8.04%、小学生が15.34%、中学生が

⁴ 情報リテラシー 情報を使いこなす能力のこと

⁵ ストーリーテリング 物語を覚えて子どもたちに対して語ること

⁶ パネルシアター パネルを舞台としてそれに絵人形や背景面をつけて展開する芝居

2.44%、高校生が 1.69%と全貸出数の4分の1となります。市内各図書館では、毎月のおはなし会や図書館まつりといった読書をすすめる行事とあわせて大人を対象にした絵本の読み聞かせや子どもの読書に関する講座を行っています。また、図書館は、読書活動だけでなく図書館見学・調べ学習・職場体験等子どもたちの生涯活動の場としても利用されています。

今後の図書館の主たる利用者となる幼児から中学生までの登録者を増やし、良き図書館利用者を育てるためには、赤ちゃんの時期から本を読むことの必要性を保護者や多くの人に伝え、読書の意義を認識してもらうことが何よりも大切だと考えます。そのためには、保護者・保育所・学校・地域・行政機関と連携し協力関係をより深めていくことが重要です。

(2) 施策の方向性

子どもたちが、読書に親しみ本の世界を楽しむことができるように、子どもと本を結ぶさまざまな事業をさらに充実し、年齢別に応じた子どもへのより細やかな読書支援を行います。また、子どもに関わる大人に対し、子どもの読書に対する理解を深め、多くの大人が子ども読書の良き支援・協力者となるようにサービスを展開していきます。

(3) 具体的な取り組み

年齢別に応じた子ども向けサービスの展開を推進します。

① 乳児向けサービス

- ・ ブックスタート事業の継続と充実
「絵本」と「図書館ですすめる赤ちゃん絵本リスト」を配布し、絵本をとおして保護者と赤ちゃんとのふれあいの時間の推進
- ・ 赤ちゃん向けおはなし会の継続と充実
- ・ 健康増進課や愛育会等の子育て支援団体で実施しているマタニティスクールや親子プレイルームの講座で、絵本の魅力や読み聞かせの大切さを伝える講座の実施
- ・ 乳幼児健診などに出向いてのおはなし会の実施

② 幼児向けサービス

- ・ 保育所や幼稚園児の来館時のおはなし会と団体貸し出しの継続
- ・ 保育所や幼稚園へ図書館職員がすすめる本の団体貸出と出前おはなし会の実施
- ・ 保育園を通じた保護者への読書案内
図書館で開催するイベントのチラシ配布の継続と、おすすめ絵本の紹介、

絵本を読む大切さなどを伝えるおたよりの配布

- ・ 保育所購入本の選書協力
- ・ おはなし会の継続と充実
- ・ 「⁷⁾ 子どもの読書の日」や「⁸⁾ 子どもの読書週間」行事の充実

③ 小学生向けサービス

- ・ おはなし会の継続と充実
- ・ 「子どもの読書の日」や「子どもの読書週間」行事の充実
- ・ 子ども向け講座（工作・実験等）の継続と充実
- ・ クラス、学年での利用時のおはなし会の充実
- ・ 小学校へのブックトーク、おはなし会の出前の継続
- ・ 小学校入学時の図書館利用案内の配布
- ・ 調べ学習支援のための“調べ学習利用手引き”の作成および活用の推進。
- ・ 社会見学による来館時の図書館案内と概要説明の継続
- ・ 学校図書館と市立図書館の相互協力の継続
- ・ 児童館、放課後児童クラブ等への協力と支援

④ 中・高校生向けサービス

- ・ 中・高校生向けの“おすすめの本の紹介パンフレット”の作成
- ・ 中・高校生向けの資料コーナーの設置や充実
- ・ 市内中学・高校図書委員と図書館との交流
- ・ 中・高校生向けの事業の充実（朗読会、読書会）
- ・ 学習活動への支援

⑤ 障害のある子ども向けサービス

- ・ 特別支援学校生徒のためのおはなし会の継続、出前おはなし会の実施。
- ・ 特別支援学級等への団体貸出、出前おはなし会の実施。
- ・ 障害のある子どもが参加できる行事の開催

⑥ 外国籍・入院している子ども向けサービス

- ・ 病院への図書の貸出（団体貸出）
- ・ 外国語を母国語とする子ども向けおはなし会の開催

⑦ その他・子どもにかかわる大人向けサービス

⁷⁾ 子どもの読書の日 「子どもの読書活動推進に関する法律」において4月23日を定める

⁸⁾ 子どもの読書週間 こどもの日（5月5日）を中心に1～14日の2週間

- ・ 児童館や放課後クラブへの支援、協力
イベント案内、児童館購入本についての選書協力、団体貸出などの充実
- ・ 地域の文庫への支援、協力
イベント案内、団体貸出などの充実
- ・ 保護者や子どもにかかわる大人を対象とした、子どもの本に対する理解を深めることを目的とした講座の実施
- ・ 図書館ボランティアの支援、養成、連携
- ・ 団体での利用者登録の推進
- ・ 「南アルプス市子どもと読書の日」を設定し、他団体と連携した読書推進行事の開催

⑧ 子どもの読書活動にかかわる人材の育成

- ・ 親、祖父母のための読み聞かせ講座の開催
- ・ 図書館や地域での読み聞かせボランティアの質の向上や育成のための養成講座の開催

4 幼稚園・保育所における活動の推進

(1) 現状および課題

市内には保育所が、公立16ヶ所、民間5ヶ所、幼稚園は2ヶ所があります。これらは「保育所連合会」として保育についての共通認識や運営についての話し合いの場を設けています。この中で公立保育所は保育教材として、乳幼児から就学前までの年齢別月間絵本の購入を行い、保育に活用しています。しかし図書コーナー等の読書環境が整備されているところは少なく、子どもたちに読み聞かせるための推薦図書といわれるものもあまりありません。

年少児・年中児などは、テレビ・ビデオには集中しますが、絵本に集中する時間は短く、なかなか落ち着きが持続しません。しかし、年長児になると文字への興味や関心が高まり、本にふれる機会が多く見られます。公立図書館の催し物へ参加し、少しでも本にふれる時間を持つことを保護者に呼びかけています。

(2) 施策の方向性

幼稚園・保育所において、指導計画に子どもたちが絵本等に親しむ活動を継続的に取り入れ、子どもたちの生活習慣や情操教育、学習指導ができるような活用を行っていきます。また、絵本をとおしての家庭における親子のふれあいの時間を確保することを推進していきます。

(3) 具体的な取り組み

① 絵本や物語にふれる機会の提供

- ・ 誕生会、おはなし会、毎日の午睡就眠時、戸外、延長保育時等を使っての読み聞かせを積極的に実施
- ・ 民間団体や、市立図書館と連携してのおはなし会の実施
- ・ 保護者会に家庭での読み聞かせの重要性を啓発
- ・ 地域の公共図書館の利用推進

② 教員・保育士の意識の高揚

- ・ 幼稚園・保育所の読書活動推進のための研修会の実施

第3章 子どもの読書環境の整備・充実

1 学校図書館の整備・充実

(1) 現状および課題

市内の小中学校の学校図書館の施設・設備は、スペースを十分に確保されているところとそうではないところとさまざまです。また、学校図書館に冷房設備が導入されているところは、全体の半数ほどです。しかしながら書架等の備品の配置や展示の工夫などをし、居心地のよい魅力ある図書館づくりに努めています。

図書館資料の蔵書管理については、平成17年度から市内22校の学校図書館蔵書管理システムの統一作業を行っています。平成19年度からは、学校間の⁹⁾ 横断検索や¹⁰⁾ 相互貸借が可能となります。

学校図書館の蔵書の充足率を¹¹⁾ 学校図書館図書標準からみると、平成18年度当初の充足率は22校平均で115%となっています。全体的には満たされていますが、まだ100%に満たない学校が5校あります。また、充足率だけは満たしていても古い資料が多く、総合的な学習や調べ学習に対応できる資料が充分あるとはいえない学校も少なくありません。

学校図書館を担当する職員については、平成15年4月1日から、12学級以上の学校に司書教諭が配置されるようになりました。司書教諭が配置されていない学校には、図書館主任が置かれています。また、市内22校すべてに学校司書が配置され、学校図書館の専門職員として司書教諭や図書館主任をサポ

⁹⁾ 横断検索 複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行すること

¹⁰⁾ 相互貸借 図書館相互間で資料の貸借をすること

¹¹⁾ 学校図書館図書標準 図書の整備を計る際の目標として文部科学省が設定したもの

ートし、学校図書館の活動を支えています。

(2) 施策の方向性

学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、学習や読書に対応できる施設・設備を整備し、蔵書を充実させていくことが大切です。また、児童生徒の多様な学習に対応できるように、電子資料を含めた図書以外の資料も整備していかなければなりません。学校の増改築や耐震工事などの機会に、これからの学校図書館の多様な活用を考慮しながら、十分なスペースの確保や備品の整備等を行っていく必要があります。

また、学校図書館は主に学校図書館の経営や指導の部分を担当する司書教諭と、学校図書館の整備や奉仕の部分を担当する学校司書の協働の中で成り立っています。学校図書館を担当する司書教諭や図書館主任および学校司書が、その専門性を活かし職務を遂行できるように、校内における協力体制を推進し、全教職員の理解と協力の中で運営を進めることが大切です。

(3) 具体的な取り組み

① 学校図書館の図書資料充実と共有利用

- ・ 活用できなくなった資料の更新と、各学校の特色を活かした教育課程に応じた図書館資料の構築
- ・ 児童生徒の多様な学習に対応できるような、図書以外の資料の収集と整備
- ・ 学校間の横断検索や相互貸借などを活用した、市内22校の資料の共有利用と有効活用

② 学校図書館の施設・設備の整備・充実

- ・ 学校図書館がその機能を発揮できるような、読書や学習に対応できる十分なスペースの確保や必要な備品の整備
- ・ 児童生徒が快適に読書活動や学習活動を行うことができるような環境整備
- ・ 電子資料を使った調べ学習や、総合的な学習をはじめとする児童生徒の多様な学習に対応できるような設備の導入

③ 学校図書館にかかわる職員の配置の充実

- ・ 司書教諭や図書館主任および学校司書が、その専門性を活かし職務を遂行できるような協力体制の推進
- ・ 司書教諭や図書館主任と協働して学校図書館の活動を支える専門職員で

ある学校司書の全校専任配置の継続

- ④ 学校間、学校と市立図書館間の配送サービスの構築
 - ・ 市立図書館と学校図書館の蔵書の共同利用や相互利用による蔵書の有効活用を促進するため、学校と学校、市立図書館と学校の間における図書資料の配送サービスの構築

- ⑤ 学校図書館にかかわる職員を対象とした研修の充実
 - ・ 学校図書館の経営や指導に携わる司書教諭の研修の充実
 - ・ 学校図書館を担当する図書館主任の研修の充実
 - ・ 学校図書館の専門職員である学校司書の研修の充実

2 市立図書館の整備・充実

(1) 現状及び課題

本市には旧町村ごとに図書館施設があり、地域館5館と分館1館の計6館で図書館事業を行っています。平成15年4月の合併後は、図書館ネットワークシステムと¹⁾²⁾ 配送システムの整備により、地域格差なく市内どこの図書館でも共通のサービス提供が可能になりました。

さらに、図書館に求められる多様なニーズに応えるためにインターネットによるサービスの展開と魅力ある資料収集や施設整備を充実し、より一層の児童生徒に対するサービスに努めることが重要と考えています。

(2) 施策の方向性

読書活動を推進するために、子どもの声を反映した豊富で多様な図書館資料の充実と、子どもが読書を行うためのスペースの整備に努めると同時に、図書館からの情報を発信し、いつでも、どこでもだれでも資料や図書館情報を得られるようにします。一方、図書館職員は、児童図書や児童文学に関する知識を深め、発達段階に応じた資料選択に関する専門知識や技術の習得に努めます。

(3) 具体的な取り組み

- ① 子どもが図書館を身近に利用できる環境や施設の整備
 - ・ おはなしコーナーと児童コーナーの整備充実
 - ・ 配架を工夫しての魅力ある書架づくり
 - ・ 児童館等地域における読書環境の整備への支援

¹⁾²⁾ 配送システム 市内の各図書館資料を各館に配送するための手立て

- ・ 障害のある子どもたちの実状を把握することによる、利用しやすい読書環境の整備

② 図書館の情報化、ネットワークの整備と充実

- ・ インターネット等による蔵書検索と図書予約の受付
- ・ メールマガジンの発行による情報発信の充実
- ・ ホームページ上に子ども向けコーナーの開設（行事案内・図書紹介）
- ・ 年代別ブックリストを作成し、推薦図書として情報提供
- ・ 季節・行事などに関連した図書の情報提供
- ・ 子ども向け利用案内の充実

③ 図書館資料の計画的な整備

- ・ 子どもの興味・関心や知りたい要求に応えられる図書資料の充実
- ・ 読書離れが著しい中高校生を対象とした¹³⁾ ヤングアダルト図書の充実
- ・ 調べ学習や総合的な学習の時間に対応できる参考資料や郷土資料の充実（学校図書館との連携）
- ・ 0歳から楽しめる乳幼児図書の充実
- ・ 外国語図書の充実
- ・ 障害のある子どもが楽しめる特殊資料等の充実（さわる絵本・点字図書・録音図書等）

④ 職員の資質向上と職員体制

- ・ 専門的知識の研修を実施
- ・ 子どもの読書相談や¹⁴⁾ レファレンス体制の確立

3 幼稚園・保育所における読書環境の整備・充実

(1) 現状と課題

市内の保育施設において蔵書環境が整備されているところは少なく、読書コーナーとして専用スペースを持っているところも限られています。また、図書も少なく保育所等で購入している月刊絵本は教材としてはすぐれているものの、子どもたちの読書力をつけるには不十分であり、図書の充実が不可欠です。

(2) 施策の方向性

¹³⁾ ヤングアダルト図書 おおむね 12 歳から 18 歳の読者を対象として企画、執筆される図書

¹⁴⁾ レファレンス 利用者からの質問に図書館で得られる情報をもとに答えるサービス

読書コーナーなどの専用スペースの確保に務め、園児の発達段階に応じた図書の選定をおこなっていきます。

(3) 具体的な取り組み

幼児が日常的に絵本にふれることのできる環境づくり

- ・ 図書館との連携による発達段階に応じた図書の選定および購入
- ・ 絵本コーナーなどの読書スペースの確保

4 児童館などにおける読書環境の整備・充実

(1) 現状と課題

市内には子育て支援センターが5ヶ所、放課後児童クラブ室が17ヶ所あります。青少年児童センターには寄付金で設置した「竹川文庫」が誕生し、センター利用者の利用だけでなく、他の児童福祉施設への貸出も行っています。児童厚生員や地域のボランティア、母親クラブ等による読み聞かせやおはなし会などを実施している施設もあります。しかし、どの館にも図書は少なく、読書より遊びの時間が優先されています。

(2) 施策の方向性

それぞれの施設において、図書の充実を図り、読み聞かせ、おはなし会などを実施し、子どもが読書に親しむ機会をより多く提供します。また読書を通じて親子の絆を育てていくひとつの手立てとして、家庭での親子読書を推進します。

(3) 具体的な取り組み

① 読書の時間の確保

- ・ ボランティアによる読み聞かせやおはなし会の実施
- ・ 親子教室での読み聞かせの実施

② 図書コーナーの充実

- ・ 各施設の図書の充実

5 職員体制の充実

(1) 学校図書館職員や公立図書館職員の専門的な研修への参加や職場内で研修を行う体制を整え、活動の担い手を育成します。

(2) 専門職員が持続的かつ効果的に子ども読書活動の推進に取り組めるよう

職員の養成等の環境づくりに努めます。

6 財政上の措置

- (1) 本計画に掲げられた各種取り組みを実現するため、市、関係機関、団体等の役割に応じ財政上の措置を講じるよう努めていきます。
- (2) 本計画の推進のため、役割に応じた必要な財政上の措置を講じるよう国、県へ働きかけていきます。

第4章 関係機関との連携・協力

1 推進体制の整備

子どもの自主的な読書活動を支え推進するためには、家庭、地域、学校、行政各課が連携して取り組んでいくことが必要です。

(1) 子ども読書活動推進協議会の設置

本計画を効果的に推進させるため、「南アルプス市子ども読書活動推進協議会」（仮称）を設置し、総合的かつ継続的な推進を図ります。

2 連携、協力の推進

(1) 行政機関との連携

市は、教育・福祉をはじめとする各部局の連携を図りながら、子ども読書活動推進に積極的に取り組むとともに、各家庭、地域、学校の活動推進に関する取り組みを促し支援します。また、本計画を実効性のあるものにするため、関係機関の相互の連携を深め、子ども読書推進に関する情報の交換に努めます。中でも本計画推進に大きな役割が期待される図書館や学校にあっては、専門的な職員の配置や図書資料の整備が重要であり、そのために図書館司書と学校館司書との緊密な連携を図っていきます。

(2) 市立図書館と各種団体の連携・協力

市立図書館は、児童・生徒への学習支援として、学校図書館へ授業などで必要とする資料の貸出やレファレンスサービスなどを行います。また、総合学習などでの図書館の見学や職場体験活動を希望する児童・生徒を積極的に受け入れ、それまで培われてきた読書活動をより活発にするようお互いの連携を図ります。

地域での子どもの読書活動の推進していくため、子どもにかかわるすべて

の部署や団体と連携を図り、子どもたちが本と出会えるさまざまな取り組みを支援します。

第5章 広報・啓発活動

子どもの読書活動を広く推進していくためには、地域住民にこの意義を周知していく必要があります。そのためには組織や団体と協力してさまざまな形態で多くの人が知る機会を増やすことが効果的です。

1 「子どもの読書の日」等における広報啓発の推進

- (1) ポスターやリーフレットなどにより「子ども読書の日」の周知を図るとともに、公立図書館や学校などで「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」を中心に、読書活動を取り入れた授業や、子どもが参加できる行事を開催し啓発に努めます。

2 各種の情報の収集と提供

- (1) 小学生から高校生のボランティアによって、本の紹介、読書感想文、図書館の行事について等の情報を図書館通信（仮称）として作成し、年に数回発行します。
- (2) 市広報やインターネットのホームページを利用して、子どもの読書活動推進に関する情報を提供していきます。また、どの本を読んでもいいのかわからない子どもや保護者の参考になるよう、子どもの年代に応じたおすすめ本などのブックリストを作成し提供していきます。
- (3) 家庭における子どもの読書の必要性について保護者の理解を促すため、学校だよりや保育所等での保護者への通信、各種団体の情報誌等への掲載などをおして啓発していきます。また、地域住民、学校、行政、図書館が協働して家庭内での読書の呼びかけ、悪書追放運動等に取り組みます。

参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動推進に関する法律
- 2 南アルプス市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 南アルプス市子どもの読書活動推進計画策定委員会名簿
- 4 推進のための具体的な取り組み
- 5 活動施設一覧
- 6 学校読書調査結果

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑

に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 南アルプス市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律154号)第9条2項の規定により、南アルプス市における子どもの読書活動の指針となる「南アルプス市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)」の策定にあたり、南アルプス市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、教育委員会が委嘱する委員15名以内を持って組織する。

2 委員は子どもの読書活動推進に係わる市民、学識経験者、学校教育関係者及び行政関係者で構成する。

(役員)

第4条 この策定委員会に会長及び副会長を1名置く。

2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、南アルプス市教育委員会市立図書館が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

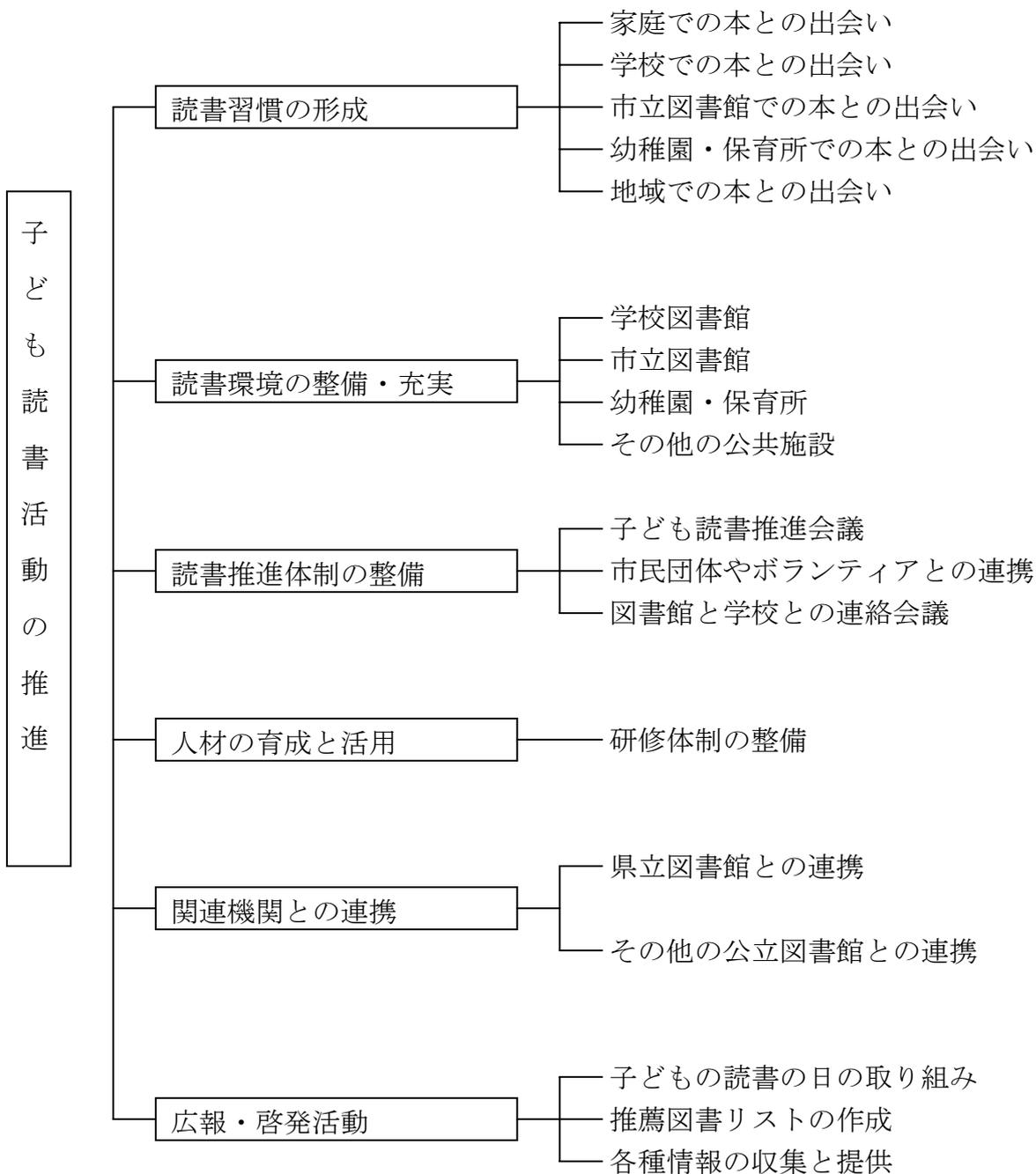
附則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

3 南アルプス市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

分 野	氏 名	役 職 名
図書館協議会	戸栗 すゞ子	図書館協議会会長
	加藤 肇	図書館協議会副会長
学識経験者	齊藤 澄江	元橿形図書館長
図書館ボランティア代表	齊藤 順子	ききみみずきんの会代表
市立小学校長代表	保坂 新一	橿形北小学校長
市立中学校長代表	宮本 正明	白根御勅使中学校長
市立小中学校図書館主任代表	内藤 洋子	白根百田小学校教諭
	望月 理子	橿形中学校教諭
市立小中学校図書館司書代表	上田 弥生	甲西中学校司書
	名取 みよ子	橿形北小学校司書
子育て支援課代表	今村 眞喜子	子育て支援課長
学校教育課代表	渡邊 正義	学校教育課長
生涯学習課代表	森本 浩人	生涯学習課
市立図書館代表	小野 勝	市立図書館長

4 推進のための具体的な取り組み



活動支援施設一覧

施設名		施設名		施設名	
保育所			白根飯野児童クラブ		櫛形北小学校
市立	八田保育所	市立	白根百田児童クラブ	市立	櫛形西小学校
	巨摩保育所		白根東児童クラブ		豊小学校
	白根保育所		芦安児童クラブ		大明小学校
	百田保育所		わかくさ児童クラブ		落合小学校
	白根東保育所		若草南児童クラブ		南湖小学校
	芦安保育所		若草北児童クラブ		中学校
	若草保育所		櫛形小笠原児童クラブ	市立	八田中学校
	櫛形中央保育所		櫛形小笠原第二児童クラブ		芦安中学校
	櫛形北保育所		櫛形北児童クラブ		白根御勅使中学校
	櫛形西保育所		櫛形西児童クラブ		白根巨摩中学校
	豊保育所		櫛形豊児童クラブ		若草中学校
	大井保育所		甲西落合児童クラブ		櫛形中学校
	落合保育所		甲西大明児童クラブ	甲西中学校	
	大明保育所		甲西南湖児童クラブ	高等学校	
	南湖第一保育所		児童館		県立
南湖第二保育所	青少年児童センター		白根高等学校		
		若草なかよし館			
		おおケヤキ児童館			
		八田児童館			
私立	マコト愛児園	小学校			
	たちばな保育園		八田小学校		
	十日市場保育園		芦安小学校		
	さくらんぼ保育園	市立	白根源小学校		
	ポッポの家		白根東小学校		
	白根飯野小学校				
	白根百田小学校				
	若草小学校				
幼稚園			若草南小学校		
私立	小笠原幼稚園		小笠原小学校		
	御勅使幼稚園				
放課後児童クラブ					
市立	八田児童クラブ				
	白根源児童クラブ				